奈良市水道水源保護指導要綱

制定　平成４年３月 26 日　　水道局告示第６号
改正　平成５年７月 28 日　　水道局告示第８号
改正　平成５年 12 月 15 日　水道局告示第 11 号
改正　平成６年 12 月 22 日　水道局告示第 12 号
改正　平成 15 年３月 26 日　水道局告示第 10 号
改正　平成 17 年４月１日　　水道局告示第 14 号
改正　平成 25 年４月１日　　水道局告示第７　号
改正　平成 26 年４月１日　　企業局告示第 12 号

（目的）

第１条　この要綱は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第２条第１項の規定に基づき、本市の水道水源を保護し、後世に引継ぎ、安全でおいしい水を永続的に供給するため、事業者に対し必要な指導を行うことにより、住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水源　水道原水の取水地点及び取水する水に影響を及ぼす水域をいう。

(2) 対象施設　別表の左欄に掲げる施設をいう。

(3) 事業者　次条第１項の水源保護地域内において対象施設を設置しようとする者をいう。

（水源保護地域及び特定保護区域の指定）

第３条　公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、水源の水質を保全するため、本市の上水道又は簡易水道の取水口の上流地域で対象施設からの排出水について配慮が必要な地域を、水源保護地域として指定する。

２　管理者は、前項の水源保護地域のうち、対象施設からの排出水について特別な配慮が必要な区域を、特定保護区域として指定する。

３　管理者は、前２項の規定により、水源保護地域又は特定保護区域を指定したときは、　その旨を直ちに公表するものとする。

４　前項の規定は、水源保護地域又は特定保護区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（水源保護地域及び特定保護区域内における指導基準）

第４条　事業者は、水源保護地域内においては、別表の左欄に掲げる対象施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる排水水質目標値（対象施設からの排出水の水質の目標値をいう。以下同じ。）を遵守しなければならない。

２　事業者は、水源保護地域内でゴルフ場を設置する場合は、前項の排水水質目標値を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) し尿等処理施設の処理水及びグリーン廻りの排水については原則としてクローズド（循環再利用）方式とすること。

(2) 農薬については、別表の付表の左欄に掲げる農薬を使用すること。ただし、やむを得ない事由によりその他の農薬を使用する場合は、管理者と事前に協議すること。

(3) 魚毒性Ｃ類の農薬及び水質汚濁性農薬として指定された農薬の使用は避けること。

３　事業者は、特定保護区域内で対象施設（ゴルフ場を除く。）を設置する場合は、第１項の排水水質目標値を遵守するほか、排水については原則としてクローズド（循環再利用）方式としなければならない。

（事前協議）
第５条　事業者は、水源保護地域内において対象施設を設置しようとする場合は、あらかじめ管理者と協議しなければならない。
２　前項の協議をしようとする事業者は、事前協議届出書（別記様式）に管理者が必要と認める書類を添えて管理者に提出しなければならない。
（協定の締結）
第６条　事業者は、前条第１項の協議の成立後、将来にわたって水源の水質の保全を図るため、速やかに管理者と水質の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しなければならない。
（指導、助言等）
第７条　管理者は、対象施設が前条の協定に違反していると認めるときは、事業者に対し、必要な指導、助言又は勧告をするものとする。
２　管理者は、事業者が前項の指導、助言又は勧告に従わないときは、事業者に対し、対象施設の使用の一時停止を要請するものとする。
（変更届出等）
第８条　第５条第１項の協議をした事業者は、その協議に係る事項を変更しようとする場合は、その旨を管理者に届け出なければならない。
２　第５条第２項の規定は、前項の届出について準用する。
３　第１項の届出をした事業者は、第６条の規定に基づく協定を改めて締結しなければならない。
（測定義務）
第９条　事業者は、対象施設から排出される水の状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。
（報告及び立入検査）
第 10 条　管理者は、事業者の協力を得て、この要綱の施行に必要な限度において、事業者から報告を徴し、又は対象施設への立入検査をするものとする。
（公表）
第 11 条　管理者は、事業者が第６条の規定に基づく協定に違反したときは、その旨を公表する。
（その他）
第 12 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この告示は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年７月 28 日水道局告示第８号）

この告示は、平成５年８月１日から施行する。

附　則（平成５年 12 月 15 日水道局告示第 11 号）

この告示は、平成５年 12 月 15 日から施行する。

附　則（平成６年 12 月 22 日水道局告示第 12 号）

この告示は、平成７年１月１日から施行する。

附　則（平成 15 年３月 26 日水道局告示第 10 号）

この告示は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年４月１日水道局告示第 14 号）

この告示は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則（平成 25 年４月１日水道局告示第７号）

この告示は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年４月１日企業局告示第 12 号）

この告示は、平成 26 年４月１日から施行する。

別表（第２条・第４条関係）

対象施設	排水水質目標値	
(1) ゴルフ場及びミニゴルフ場	アンモニア性窒素	0.5mg/ℓ以下
	BOD	3.0mg/ℓ以下
	COD	3.0mg/ℓ以下
	全窒素	5.0mg/ℓ以下
	全リン	1.0mg/ℓ以下
	農薬（この表の付表の左欄に掲げる農薬をいう。(5)の項において同じ。）	この表の付表の右欄に掲げる排水水質目標値
	その他有害物質	別に協定する。
(2) 砂利採取施設及び採石施設	SS	70.0mg/ℓ以下
	鉄	10.0mg/ℓ以下
	マンガン	10.0mg/ℓ以下
	その他有害物質	別に協定する。
(3) 産業廃棄物処理施設	アンモニア性窒素	0.5mg/ℓ以下
	BOD	20.0mg/ℓ以下
	COD	20.0mg/ℓ以下
	シアン	検出されないこと。
	カドミウム	0.01mg/ℓ以下
	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
	総水銀	検出されないこと。
	ヒ素	0.05mg/ℓ以下
	鉛	0.10mg/ℓ以下
	亜鉛	5.0mg/ℓ以下
	PCB	検出されないこと。
	銅	3.0mg/ℓ以下
	鉄	10.0mg/ℓ以下
	マンガン	10.0mg/ℓ以下
	その他有害物質	別に協定する。

(4)　大学、工場・研究所、文化・レクリエーション施設及びスポーツ施設（ゴルフ場及びミニゴルフ場を除く。）	アンモニア性窒素	0.5mg/ℓ以下
	B　O　D	20.0mg/ℓ以下
	C　O　D	20.0mg/ℓ以下
	その他有害物質	別に協定する。
(5)　その他水質汚濁を招くおそれのある施設	アンモニア性窒素	0.5mg/ℓ以下
	B　O　D	20.0mg/ℓ以下
	C　O　D	20.0mg/ℓ以下
	全窒素	5.0mg/ℓ以下
	全リン	1.0mg/ℓ以下
	農薬	この表の付表の右欄に掲げる排水水質目標値
	その他有害物質	別に協定する。

別表の付表

農薬		排水水質目標値
殺虫剤	イソキサチオン	0.008mg/ℓ 以下
	イソフェンホス	0.001mg/ℓ 以下
	ダイアジノン	0.005mg/ℓ 以下
	トリクロルホン	0.03 mg/ℓ 以下
	フェニトロチオン	0.003mg/ℓ 以下
	ピリダフェンチオン	0.002mg/ℓ 以下
殺菌剤	イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ 以下
	イプロジオン	0.3 mg/ℓ 以下
	トリクロホスメチル	0.08 mg/ℓ 以下
	フルトラニル	0.2 mg/ℓ 以下
	エトリジアゾール	0.004mg/ℓ 以下
	クロロネブ	0.05 mg/ℓ 以下
	ペンシクロン	0.04 mg/ℓ 以下
	メプロニル	0.1 mg/ℓ 以下
除草剤	アシュラム	0.2 mg/ℓ 以下
	ナプロパミド	0.03 mg/ℓ 以下
	ブタミホス	0.004mg/ℓ 以下
	プロピザミド	0.008mg/ℓ 以下
	ベンスリド	0.1 mg/ℓ 以下
	ペンディメタリン	0.05 mg/ℓ 以下
	テルブカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
	ベンフルラリン	0.08 mg/ℓ 以下
	メコプロップ	0.005mg/ℓ 以下
	メチルダイムロン	0.03 mg/ℓ 以下

別記様式（第５条関係）

事　前　協　議　届　出　書

年　　月　　日

奈良市公営企業管理者　様

（事業者）住所

氏名　　㊞

電話

奈良市水道水源保護指導要綱第５条の規定に基づく事前協議をしたいので、次のとおり届け出ます。

対象施設の名称	
事業の内容	
対象施設の設置場所	奈良市
対象施設の敷地面積	m^2
予定工期	年　　月　～　　年　　月

上 水 道 の 水 源 保 護 地 域 の 該 当 町 名
荻町、邑地町、大野町、大平尾町、北野山町、沓掛町、此瀬町、下深川町、 都祁小山戸町、都祁甲岡町、都祁相河町、都祁友田町、都祁馬場町、長谷町、 中貫町、中之庄町、丹生町、忍辱山町、針町、針ヶ別所町、日笠町、 南田原町、茗荷町、横田町、来迎寺町、和田町 以上各町の全域 藺生町、大保町、大柳生町、興ヶ原町、小倉町、上深川町、阪原町、須川町、 須山町、誓多林町、杣ノ川町、大慈仙町、高畑町、田原春日野町、 月ヶ瀬桃香野、都祁白石町、都祁吐山町、都祁南之庄町、平清水町、別所町、 菩提山町、水間町、柳生町、柳生下町、矢田原町 以上各町の一部

上 水 道 の 特 定 保 護 区 域 の 該 当 町 名
大柳生町、須川町、大慈仙町、忍辱山町、平清水町 以上各町の一部

簡易水道の水源保護地域の該当町名
月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬 以上の全域 月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬桃香野 以上の一部

簡易水道の特定保護区域の該当町名
月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野 以上の一部